

有料相談に関する約款

1. 相談場所

相談は AIC 税理士法人の事務所にて行う。但し、顧客の希望により顧客事務所で面談を行うことができる。この場合、事務所から顧客事務所までの移動時間は相談時間に加算して請求する。

2. 相談者

相談に回答するものは、原則として税理士等の有資格者もしくは、実務経験 5 年以上を有するものとする。

3. 相談内容

法人税、所得税、消費税、相続税などの税務にかかわる分野、および会計処理に関する相談を受ける。顧客は面談に先立って相談内容を関連資料と共に AIC に提出することができる。相談は英語もしくは日本語で行う。

相談に関する回答は、原則として面談時に口頭で行う。相談はメール又は電話でも行うことができる。顧客の希望により、AIC は顧客にレポートを提供することができる。相談内容が複雑で 5 時間以上を要すると認められる場合には、AIC は事前に料金を見積もり前金にて請求する。

4. 料金

(1) 1 時間 21,600 円(税込) 以後 30 分までごとに 10,800 円(税込)

(2) 支払期限

相談料金は、原則として事前に銀行振込とする。延長料金は、相談終了後 2 週間以内に銀行振込とする。

また、下記の時間も請求の対象とする。

- ・事前に質問をいただいた場合の事前準備に要した時間
- ・質問に答えるための調査に要した時間
- ・調査の結果報告に要した時間

5. 免責条項

税務及び会計処理に関する最終的な意思決定は顧客自らが行き、AIC の誤った回答が原因で将来的に顧客が何らかの損失を被ったとしても一切の責任を負わない。また有利な税務上の選択をアドバイスしなかったことにより生じた機会損失があっても一切の責任を負わない。

6. この約款は、予告なく変更する場合がある。

AIC 税理士法人